

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ

【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	神奈川県藤沢市教育委員会
指定したモデル地域名	藤沢市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 3 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
35	37	25	15	0	2	114

＜参考＞保育所数：50 所（公立・法人等立・分園含む）、

児童発達支援センター等の施設：2 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市では、市立小学校 35 校、市立中学校 19 校、市立特別支援学校（昭和 37 年開校）1 校の計 55 校の市立学校を設置している。特別支援学級は、小学校 16 校、中学校 12 校に設置されている。また、小学校の通常の学級に在籍していて、きこえやことばに課題がある児童を対象とした通級指導教室（4 校）、コミュニケーションに課題がある児童を対象とした自閉症・情緒障害の通級指導教室（2 校）を設置し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合った教育の場を確保してきた。

本市における特別支援教育に関わる取組としては、以下のとおりである。

- ・ 藤沢市特別支援教育協議会の設置
- ・ 介助員派遣事業
- ・ 学校看護介助員派遣事業
- ・ 校内支援担当者会の開催
- ・ 学校教育相談センターの設置（就学相談、教育相談、相談支援教室、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカー派遣事業等）
- ・ 就学支援委員会の設置

また、平成 27 年度から、これまでの「特別支援教育」の考え方を、より大きな概念で捉える「支援教育」に改めるよう整理をし、従来の「特別支援教育」を包含するものとし、「障害の有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導」を、「藤沢の支援教育」として推進していくことになっている。さらに平成 28 年度には情緒の通級指導教室を新たに 1 校開級する予定である。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

ここ数年、コミュニケーション力が未発達であったり、集団生活や活動にうまく対応できなかったりする児童が通常の学級に多く在籍するようになり、スクールカウンセラーや介助員、言語難聴に対応する通級指導教室（ことばの教室）の対応件数が増加している。このような状況を改善し、より良い学校生活を送ることができるよう、一人一人の児童の教育的ニーズに応じた支援を行うために、新たな通級指導教室が必要となった。そこで、藤沢市教育委員会は、平成 25 年 4 月、小学校 2 校に自閉症・情緒障害に対応する通級指導教室「すまいる」を開設した。平成 26 年度は開設 2 年目を迎え、ますますそのニーズが高まっているところである。

本市は、「すまいる」に通級し、指導を受ける児童について、通常の学級での活動場面や通級指導教室の小集団指導場面に合理的配慮協力員（臨床心理士）を派遣し、心理臨床の専門的見地から児童の実態把握や将来像、適切な指導に関するコンサルテーションを依頼している。また、在籍校を巡回する中で、児童の課題を整理し有効な支援についてケース会議において共有し、通級児童に対しての合理的配慮の形成に取り組んだ。

【モデル地域内における取組】

- ・ 合理的配慮協力員による指導・コンサルテーション及び巡回相談

通級指導教室担当教員が定期的に在籍校に出向き相談等を行っている。合理的配慮協力員（臨床心理士）とともに巡回し、在籍校での児童の観察を行い、支援方法についてケース会議の場で助言を行った。また、通級指導教室における指導場を参観してもらい、適切な指導に関するコンサルテーションを行った。

- ・ 教材・教具・図書の整備と介助員の配置

通級指導教室担当教員による説明の下、必要に応じて資料の提供・教材教具の貸出しを通級児童が在籍している学校に対して行った。また、市内全 55 校向けにも、研修用資料として、関連図書の配布を行った。また、在籍校及び通級指導教室での支援充実のために介助員の配置を行った。

- ・ 研修会の開催

市立特別支援学校を会場に研修会を 2 回、通級指導教室設置校を会場に連続講座を 2 回開催した。また、校内支援担当者会において県機関より講師を招き、今後のインクルーシブ教育推進についての県の方向性について、講演会を開催した。

3. 成果及び課題

【成果】

本市に自閉症・情緒障害の通級指導教室「すまいる」が開設されて2年目となり、その取組について広く周知されている。入級児童数は増加傾向にあることから、通級指導教室と在籍校の連携を作り上げてきた。その成果として、次の点が挙げられる。

- ①地域内の児童の支援のために、臨床心理士と共に巡回・観察等を行うことで、専門的見地から、児童の課題、有効な支援について助言を受け、通級指導教室・在籍校での合理的配慮形成のため指導、在籍校での支援について連携することができた。
- ②通級指導教室での指導において有効であった教材・教具について、在籍校にも紹介し、使用の仕方の説明や、貸出し等も行った。そのことにより、在籍校での生活の適応に役立てることができた。
- ③関連図書（研修用）の整備を行った。市内各小・中学校へ参考図書の配布を行い、担当教員の専門性の向上に役立ったほか、保護者等への啓発にも役立てることができた。また、合理的配慮協力員の助言により、特別支援学校とのつながりができ、合理的配慮の形成につなげることができたケースもあった。さらに、合理的配慮協力員と共に巡回相談等を行うことで、担当教員の専門性の向上につながった。

【課題】

自閉症・情緒障害児に対応する通級指導教室への入級を希望する児童が増加しており、現状では対応が難しくなっているという課題がある。このような状況を踏まえて、平成28年度には新たに1校で通級指導教室を開級することになっている。人材の育成や専門性の確保とともに、通級指導教室に限らず、多くのケースに対して、専門的見地からの助言が必要となってくる。増大するケースに対して、合理的配慮協力員の対応がどの程度可能であるか検討する必要がある。

また、教職員の発達障害に関する理解をはじめ、在籍学級における児童の理解を深めていくためにも、教職員の専門性の向上やインクルーシブ教育システムの周知のための研修も更に充実させていく必要があると考える。

本市では平成27年度から、「ともに学びともに育つ」学校教育を目指し、障害の「ある」「なし」に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を「藤沢の支援教育」として推進していく計画である。自分一人では解決できない困りごとを抱える全ての児童生徒を支援の対象として推進をしていきたいと考えている。